

土木構造物点検診断技術者資格認定制度に係る 受験の手引き (2025 年度)

- ※ 本手引きに記載の「主任点検診断士」「点検診断士」「補助点検士」は、すべて本資格制度によって一般財団法人阪神高速先進技術研究所の認定する資格を指します。
- ※ 主任点検診断士又は点検診断士の資格を保有し有効期間が 2025 年 6 月 30 日までの方が更新を希望する場合は、更新手続きが必要となります。詳細については本手引きに記載しておりますのでご確認願います。

2025 年 3 月 1 日

一般財団法人阪神高速先進技術研究所

土木構造物点検診断技術者の資格制度に係る受験の手引き

(2025 年度)

1. 一般

この手引きは、一般財団法人阪神高速先進技術研究所（以下「当研究所」という。）が実施する土木構造物点検診断技術者資格認定制度に係る講習会及び資格試験の受講・受験について案内するものです。

1) 土木構造物点検診断技術者資格とは

土木構造物点検診断技術者資格は、土木構造物の点検及び診断業務の技術水準と信頼性の向上を図り、阪神高速道路等における土木構造物の保全に寄与することを目的としています。

土木構造物の点検及び診断業務に従事する技術者を対象とした講習会、資格試験を実施し、知識と経験を基に構造物の特性を理解した上での点検の実施、損傷程度の評価、健全性の診断等を実施できることが認められた技術者に対し、点検診断技術者資格の認定を行っています。なお、本資格制度で求める点検及び診断に関する技術は、鋼構造物、コンクリート構造物、トンネル構造物及びその他構造物（土工・舗装・道路付属物）を対象としています。

【参考】

当資格認定制度における「主任点検診断士」、「点検診断士」は、平成 28 年 2 月 24 日付で「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成 26 年国土交通省告示 1107 号）」に基づく技術者資格登録簿に登録されております。

また、平成 30 年 2 月に新たに 2 分野、平成 31 年 1 月に 1 分野が登録され、登録施設分野は橋梁（鋼橋）、橋梁（コンクリート橋）、トンネル、舗装、小規模付属物、道路土工構造物（土工）の点検・診断業務となっております。

登録番号	当研究所の 資格の名称	資格が対象とする区分		
		施設分野	業務	知識・技術を 求めるもの
第 62 号・第 71 号	主任点検診断士	橋梁（鋼橋）	点検・診断	担当技術者
第 63 号・第 72 号	点検診断士	橋梁（鋼橋）	点検・診断	担当技術者
第 74 号・第 83 号	主任点検診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検・診断	担当技術者
第 75 号・第 84 号	点検診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検・診断	担当技術者
第 89 号・第 96 号	主任点検診断士	トンネル	点検・診断	担当技術者
第 90 号・第 97 号	点検診断士	トンネル	点検・診断	担当技術者
第 230 号・第 234 号	主任点検診断士	舗装	点検・診断	担当技術者
第 231 号・第 235 号	点検診断士	舗装	点検・診断	担当技術者
第 239 号・第 242 号	主任点検診断士	小規模付属物	点検・診断	担当技術者
第 240 号・第 243 号	点検診断士	小規模付属物	点検・診断	担当技術者

第 266 号・第 273 号	主任点検診断士	道路土工構造物 (土工)	点検・診断	担当技術者
第 267 号・第 274 号	点検診断士	道路土工構造物 (土工)	点検・診断	担当技術者

2) 資格区分及び受講・受験資格

土木構造物点検診断技術者資格認定制度には、主任点検診断士、点検診断士、補助点検士の資格区分があります。各資格区分の業務内容、受験資格は下記のとおりです。

土木構造物点検診断技術者資格の資格区分

資格区分	業務内容
主任点検診断士	<ul style="list-style-type: none"> 土木構造物の点検及び診断において、十分な知識と経験を基に構造物の特性を理解した上で、点検の総括（安全管理等を含む。）、損傷程度の総合的な評価、健全性の総合的な診断等、業務全体の監理を行うことができる者。 土木構造物の点検及び診断において、点検診断士、補助点検士を指導・総括することができる者。
点検診断士	<ul style="list-style-type: none"> 土木構造物の点検及び診断において、知識と経験を基に構造物の特性を理解した上で、点検の実施（安全管理等を含む。）、損傷程度の評価、健全性の診断等を行うことができる者。 土木構造物の点検及び診断において、補助点検士を指導することができる者。
補助点検士	<ul style="list-style-type: none"> 主任点検診断士、点検診断士の指示のもと、土木構造物の点検を安全に行うことができる者。

土木構造物点検診断技術者資格の受験資格

資格区分	最終学歴	卒業後の実務経験年数 ※1
主任点検診断士	大学・大学院※5	10年以上 ※2
	短期大学・高専・専門学校※5	12年以上
	高校※5	14年以上
	中学	17年以上
点検診断士 ※3	大学・大学院※5	3年以上
	短期大学・高専・専門学校※5	5年以上
	高校※5	7年以上
	中学	10年以上
補助点検士 ※4	—	—

※1 実務経験年数は土木業務に従事した経験年数です。

※2 主任点検診断士においては、修士課程、博士課程前期、博士課程、博士課程後期の在学期間を実務経験年数とみなします。（土木に関する分野を専攻されている場合に限り。）

- ※3 補助点検士の資格を取得した者については、その後に主任点検診断士又は点検診断士のもとで通算3年以上（最終学歴が中学の場合は6年以上）の現場実務経験（全期間に渡り補助点検士の資格を有する必要はありません。）を経た場合、点検診断士の受験資格を付与します。
- ※4 補助点検士については、最終学歴及び卒業後の実務経験年数は問いません。
- ※5 卒業学部・学科は問いません

2. 資格取得及び資格更新において必要な講習会・資格試験

本資格認定制度では、点検診断講習会（必須）を受講し、主任点検診断士、点検診断士については資格試験に合格する必要があります。

資格試験は、筆記試験と実地試験を行います。

各資格区分において受験が必要な項目及び資格取得の際の有効期間は下記のとおりです。

有効期間を迎える有資格者は、点検診断講習会の受講が必要となります。

資格区分	新規 ※1※2				更新※5※6※7※8		
	点検 診断 講習会	資格試験		有効 期間	点検 診断 講習会	資格 試験	有効 期間
		筆記 試験	実地 試験※3				
主任点検診断士	●	●	●※4	4年	●	—	4年
点検診断士	●	●	●	4年	●	—	4年
補助点検士	●	—	—	4年	—	—	—

●：受験（受講）が必要な項目

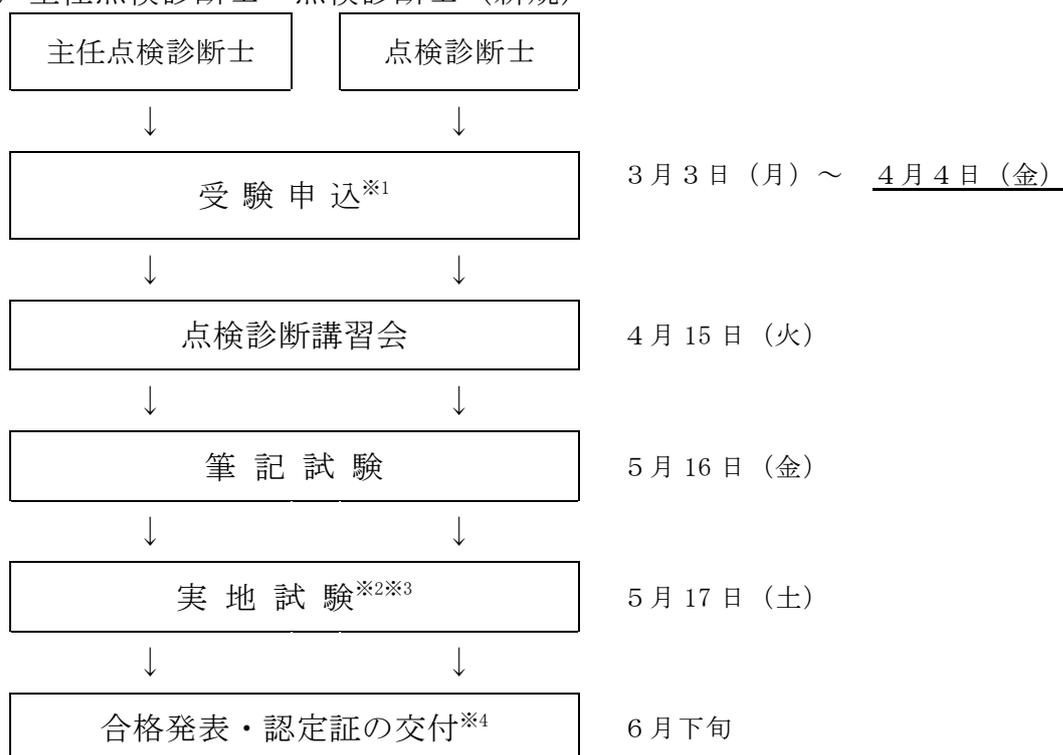
- ※1 今回（2025年度）の資格試験における、主任点検診断士、点検診断士の受験者の定員はあわせて80名、補助点検士講習会の受講定員は80名とし、定員に達し次第申込みの受け付けを締切ります（先着順）。
- ※2 点検診断講習会を受講し、主任点検診断士、点検診断士の資格試験にて不合格となった方のうち補助点検士の資格付与を希望する方については、補助点検士の資格を付与します。受験申込フォームにて、希望の有無の選択をお願いいたします。
- ※3 2022年度、2023年度もしくは2024年度に本資格認定試験（主任点検診断士・点検診断士）を受験し、実地試験が合格となった方につきましては、実地試験を免除いたします。（受験票送付時に通知いたします。）
- ※4 既に点検診断士の資格を保有しており主任点検診断士を受験される方は実地試験を免除いたします。
- ※5 主任点検診断士、点検診断士資格の更新を申込みされる方は、『点検診断業務活動報告書』の提出が必須となります。なお、『点検診断業務活動報告書』は更新講習等で使用します。

- ※6 点検診断士の資格を保有し、有効期間が2025年6月30日に終了する方に限り、主任点検診断士の新規受験を申込みされる場合は、点検診断講習会（新規）の受講及び資格試験の受験をもって、点検診断士の更新講習の受講及び更新費用を免除致します。主任点検診断士の受験申込フォームに現在保有する点検診断士の認定番号及び必要事項を必ず記載願います。
- ※7 主任点検診断士、点検診断士の資格保有の方が、当該資格の有効期間が終了するまでに更新講習（点検診断講習会）を受講しなかった場合は当該資格を失効することとなります。ただし、失効後3年間は、再登録の申請を行い更新講習を受講することにより再登録を行うことができます。
- ※8 補助点検士の資格更新はございません。有効期間終了後、再度補助点検士講習会を受講ください。
- ※9 2025年度の新規取得、更新から有効期間を4年に変更します。2024年度以前に取得、更新している資格の有効期間は3年です。

3. 資格取得までのスケジュール

2025年度における資格取得までのスケジュールは下記のとおりです。

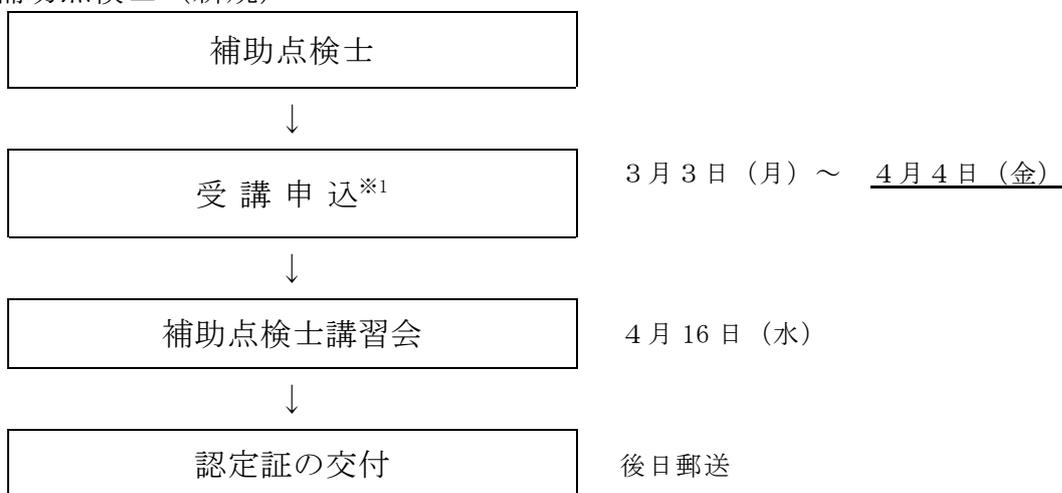
1) 主任点検診断士・点検診断士（新規）



- ※1 主任点検診断士、点検診断士の受験者の定員はあわせて80名とし、定員に達し次第申込みの受付を締切ります（先着順）。
- ※2 既に点検診断士の資格を保有しており主任点検診断士を受験される方は実地試験を免除いたします。
- ※3 2022年度、2023年度もしくは2024年度に本資格認定試験（主任点検診断士・点検診断士）を受験され、その実地試験結果が合格水準に達している方につきましては、実地試験を免除いたします。（受験票送付時に通知いたします。）
- ※4 点検診断講習会を受講し、主任点検診断士、点検診断士の資格試験にて不合格

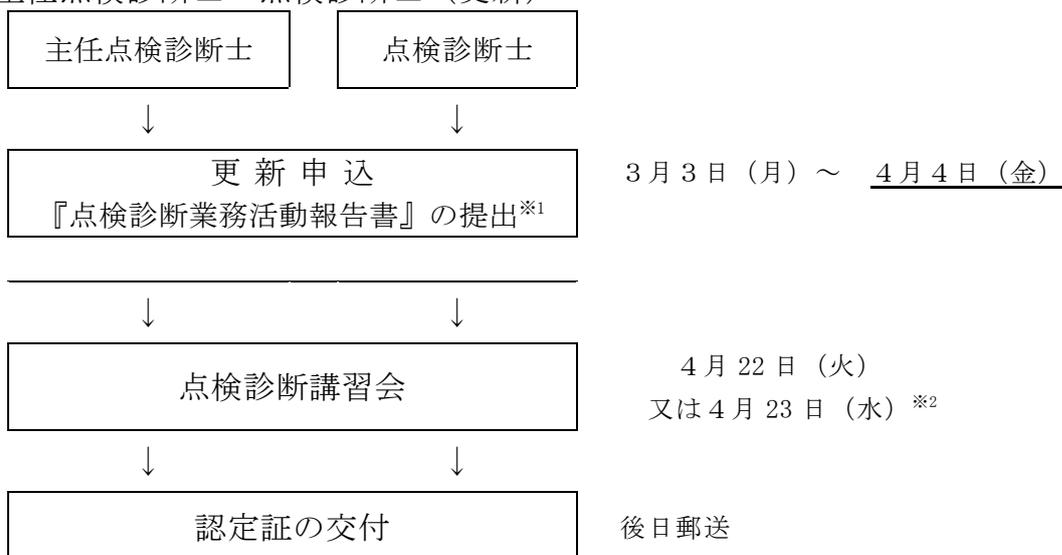
となった方のうち補助点検士の資格付与を希望する方については、補助点検士の資格を付与します。受験申込フォームにて、希望の有無の選択をお願いいたします。

2) 補助点検士（新規）



※1 補助点検士資格認定の定員は80名とし、定員に達し次第申込みの受け付けを締め切ります。（先着順）

3) 主任点検診断士・点検診断士（更新）



※1 詳細は手引き P6 をご参照ください。

※2 人数調整のため、各受講者の受講日は上記日程の中から事務局にて決定させていただきます。どうしても出席できない日がある場合は、受験申込フォームにて希望日を選択ください。（ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。）なお、決定した受講日は、申込受付後、送付する受講票に記載して通知いたします。

●『点検診断業務活動報告書』の内容及び執筆に際しての留意事項

点検診断業務活動報告書は、当研究所が実施する更新講習会等において他の更新講習会受講者と共有し、ディスカッション資料といたしますので、個人名や自治体、団体名など固有名称等は伏せ字等を使用してください。

点検診断業務活動報告書の執筆に際しては下記事項を遵守願います。

- ・報告書は、資格保有者の継続的な技術研鑽を支援することを目的に行う更新講習の一環として、ご自身が資格認定期間中に積まれた実績等を確認するためのものです。
- ・資格保有者として相応しいと考えられる業務経験、知識等を記載することを原則とします。
- ・本資格の取得又は更新から現在までの間、ご自身が実施された実務、参加された講習会などで培われた知識と経験について、様式『点検診断業務活動報告書』に記入してください。

※様式（Word版）が当研究所ホームページよりダウンロードできます。

- ・点検診断業務活動報告書は、A4判4ページを原則とします。必要に応じて図や写真を使用し、できるだけ分かりやすく記述してください。
- ・間によっては字数目安を設けていますので、記述時にご確認ください。
- ・提出頂いた本報告書の内容について査読を行い、資格更新の可否を判断します。必要に応じて内容の修正依頼を行うことがあります。修正依頼に対応頂けない場合は、資格更新が出来ない場合があります。
- ・本報告書は電子データ（Word形式）で受験申込フォームにアップロードしてください。

4. 受験（受講）申込受付期間及び申込方法

(1) 受付期間 【新規】 主任点検診断士・点検診断士・補助点検士

2025年3月3日（月）～ 4月4日（金）

※ 今回（2025年度）の資格試験における、主任点検診断士、点検診断士の受験者の定員はあわせて80名とし、定員に達し次第申込みの受け付けを締切ります（先着順）。

【更新】 主任点検診断士・点検診断士

2025年3月3日（月）～ 4月4日（金）

※ 更新申込みの方は、『点検診断業務活動報告書』を電子データ（Word形式）で受験申込フォームにアップロードしてください。

(2) 申込方法 受験(受講)の申込みは個人ごとに行ってください。

下記 URL の受験申込フォームから申込ください。

<https://www7.webcas.net/form/pub/techcenter/qualification>

- | | | | |
|-------------|------|-------------------------------|-------------|
| (3) 受験(受講)料 | 【新規】 | 主任点検診断士・点検診断士 ^{※1※2} | 33,000円(税込) |
| | 【更新】 | 主任点検診断士・点検診断士 | 16,500円(税込) |
| | 【新規】 | 補助点検士 | 11,000円(税込) |

※1 実地試験免除の場合、受験(受講)料は 22,000円(税込)となります。

※2 点検診断士の資格を保有し、有効期間が2025年6月30日に終了する方に限り、主任点検診断士の新規受験を申込みされる場合は、点検診断講習会(新規)の受講及び資格試験の受験をもって、点検診断士の更新講習の受講及び更新費用を免除いたします。主任点検診断士の受験申込フォームに現在保有する点検診断士の認定番号及び必要事項を必ず記載願います。

- (4) 受験(受講)票及び受験(受講)料の納付案内の送付
- 申込み受付完了後、受験料(受講料)の納付案内を、受験申込フォームにご登録いただいたメールアドレスへご連絡いたします。案内に従い指定する振込先に指定する期日までに必ず受験(受講)料の振込みを行って下さい。受験(受講)料の振込みがない場合、資格試験及び点検診断講習会を受験(受講)できません。予めご了承ください。

受験(受講票)につきましては、4月4日(金)以降に、受験申込フォームにご登録いただいた住所へ郵送いたします。

※ 振込手数料は振込人負担です。振込み完了後、受験(受講)を取り止めた場合は受験(受講)料を返却しません。次回以降の試験への充当もいたしません。予めご了承ください。

※ 申込み受付完了後に送付する受験料(受講料)の納付案内メールをもって、請求書と代えさせていただきます。

5. 点検診断講習会の日時、場所及び内容(講習会の受講は資格を取得する上で必須です。)

1) 主任点検診断士・点検診断士(新規)

(1) 受講対象 主任点検診断士、点検診断士の新規受験者

(2) 講習会日時 2025年4月15日(火)

受付時間： 9時00分 ～ 10時00分

講習時間： 10時00分 ～ 17時30分(予定)

(3) 実施方法 会場及びWEB配信の併用

会場：TKP大阪淀屋橋カンファレンスセンター

(ホールG)

(大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビルB1階)

WEB配信:Microsoft Teams

※WEB配信(ライブ配信)による講習会を希望される場合は、カメラ機能の付いたパソコン及びインターネット通信環境などをご準備ください。

※講習テキストは紙による配布をいたしません。各自ダウンロードの上ご参加ください。

(ダウンロード方法などの詳細は申込後にお伝えします。)

(4) 講習内容 講習内容は下記を予定しております。

講習内容（題目は仮）	時間
1. 土木構造物の点検・診断の目的と手法（全般）及びマネジメント	50分程度
2. 鋼構造物の点検・診断の要点及び損傷事例	50分程度
3. コンクリート構造物の点検・診断の要点及び損傷事例	50分程度
4. トンネルの点検・診断の要点及び損傷事例	50分程度
5. その他道路構造物（土工、舗装、道路附属物）の点検・診断の要点及び損傷事例	60分程度
6. 道路構造物の点検時における安全管理・関係法令と技術者倫理	50分程度
7. 筆記試験、実地試験に関する説明	30分程度

2) 補助点検士

(1) 受講対象 補助点検士の新規受験者・資格保有者

(2) 講習会日時 2025年4月16日（水）

受付時間： 9時00分 ～ 10時00分

講習時間： 10時00分 ～ 17時30分（予定）

(3) 実施方法 WEB配信：Microsoft Teams

※WEB配信（ライブ配信）による講習会を実施するため、カメラ機能の付いたパソコン及びインターネット通信環境などをご準備ください。

※講習テキストは紙による配布をいたしません。各自ダウンロードの上ご参加ください。（ダウンロード方法などの詳細は申込後にお伝えします。）

(4) 講習内容 講習内容は下記を予定しております。

講習内容（題目は仮）	時間
1. 土木構造物の点検・診断の目的と手法（全般）	45分程度
2. 鋼構造物の点検・診断の要点	40分程度
3. コンクリート構造物の点検・診断の要点	40分程度
4. トンネルの点検・診断の要点	40分程度
5. その他道路構造物（土工、舗装、道路附属物）の点検・診断の要点	60分程度
6. 道路構造物の点検時における安全管理・関係法令と技術者倫理	25分程度
7. 点検・診断業務に関する話題等	50分程度
8. 講習会のまとめ	60分程度

3) 主任点検診断士・点検診断士（更新）

(1) 受講対象 主任点検診断士、点検診断士の資格保有者

(2) 講習会日時 2025年4月22日（火）又は4月23日（水）

受付時間： 12時30分 ～ 13時30分

講習時間： 13時30分 ～ 17時30分（予定）

※ 人数調整のため、各受講者の受講日は上記日程の中から事務局にて決定させていただきます。どうしても出席できない日がある場合は、受験申込フォームにて希望日を選択ください。（ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。なお、決定した受講日は、申込受付後、送付する受講票に記載して通知いたします。

(3) 実施方法 WEB配信：Microsoft Teams

※WEB配信（ライブ配信）による講習会を実施するため、カメラ機能の付いたパソコン及びインターネット通信環境などをご準備ください。

※講習テキストは紙による配布をいたしません。各自ダウンロードの上ご参加ください。（ダウンロード方法などの詳細は申込後にお伝えします。）

(4) 講習内容 講習内容は下記を予定しております。

講習内容（題目は仮）	時間
1. 点検・診断業務に関する最近の動向	50分程度
2. 補修設計と点検の関わり	30分程度
3. 道路構造物の点検時における安全管理・関係法令	40分程度
4. 点検診断業務に関するディスカッション ・自身が実施した業務内容 ・点検・診断時に留意したことや創意工夫、難しかった点など ・点検業務における安全対策 ・実施されている自己研鑽など・業務遂行における課題や改善すべき事項など	90分程度

6. 資格試験の日時、場所及び内容

1) 主任点検診断士・点検診断士（新規）

①筆記試験

(1) 受講対象 主任点検診断士、点検診断士の新規受験者

(2) 試験日時 2025年5月16日（金）

受付時間： 13時00分 ～ 13時30分

試験： 13時30分 ～ 17時30分（予定）

(3) 筆記試験会場 TKP大阪淀屋橋カンファレンスセンター

（ホールD、カンファレンスルームA）

（大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビルB1階）

(4) 試験内容 試験科目は下記の通りです。

区分	主任点検診断士	点検診断士
筆記試験 ※1	■筆記試験（択一）（110分） ○各項目に関する設問 択一式 75問 ※2	
	■筆記試験（記述）（110分）※3 ○総合的技術力及び考え方を問う設問 記述式 4問 ・点検に関する設問 鋼構造物、コンクリート構造物、トンネルより2部門を選択（各1問300字程度 計2問） 土工、舗装、道路附属物より1部門を選択（300字程度 1問） ・診断及び総合的な判断（マネジメント力）に関する設問 鋼構造物、コンクリート構造物、トンネル、土工、舗装、道路附属物より1部門を選択（600字程度 1問）	■筆記試験（記述）（90分）※3 ○点検、診断に関する技術力及び考え方を問う設問 記述式 3問 ・点検に関する設問 鋼構造物、コンクリート構造物、トンネルより1部門を選択（300字程度 1問） 土工、舗装、道路附属物より1部門を選択（300字程度 1問） ・診断に関する設問 鋼構造物、コンクリート構造物、トンネル、土工、舗装、道路附属物より1部門を選択（300字程度 1問）

※1 筆記試験（択一・記述）における合格基準は総得点に加えて、筆記試験（択一）における設問のうち構造物に関する項目ごとに個別の合格基準（得点50%程度以上）を設けております。

※2 主任点検診断士、点検診断士の筆記試験（択一式75問）における各項目は下記のとおりです。

- ・点検全般、診断全般に関する設問
- ・鋼構造物に関する構造、点検、診断に関する設問
- ・コンクリート構造物に関する構造、点検、診断に関する設問
- ・トンネル構造物に関する構造、点検、診断に関する設問
- ・その他構造物（土工・舗装・道路附属物）に関する構造、点検、診断に関する設問
- ・安全管理、関連法令、技術者倫理に関する設問

※3 注意）筆記試験（記述）の「点検問題」と「診断問題」の選択において【道路附属物】のみ重複選択は出来ません。（一方で【道路附属物】を選択した場合、他方は【道路附属物】以外を選択してください）

②実地試験

- (1) 受講対象 主任点検診断士、点検診断士の新規受験者
- (2) 試験日時 2025年5月17日(土)
 受付時間：集合時間は受験票にて連絡致します。
※ 受験者により集合時間が異なりますので注意願います。
 所要時間：約120分
 (直前講習会60分+実地試験60分)
- (3) 集合場所 阪神高速道路(株)震災資料保管庫
 〒658-0023 兵庫県神戸市東灘区深江浜町11-1
 ※ 巻末の地図を参考に現地集合願います。
 ※ 台数に限りがございますが、保管庫敷地内の駐車場が利用可能です。なお、保管庫敷地内における事故及び盗難について、当研究所は一切の責任を負いません。
- (4) 実地試験会場 阪神高速道路路下用地
- (5) 試験内容 試験科目は下記の通りです。

区分	主任点検診断士	点検診断士
実地試験	<p>■実地試験(約60分)</p> <p>点検対象：橋脚点検・梁上点検・桁点検・床版点検</p> <p>○実構造物を用いた点検作業を行い、下記事項を確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検技術 ・点検対象構造物の損傷位置、損傷状況の点検調書(解答用紙)への正確かつ確実な記録 ・点検作業時の服装、装備、安全行動 	

- ※ 実地試験における注意事項は下記のとおりです。
- ・実施試験は、実構造物を用いた点検作業を行いその結果を点検調書(解答用紙)に記載して提出します。その際、野帳等を用いても構いませんが時間内に点検調書(解答用紙)に転記して提出して頂きます。
 - ・実地試験は、服装、装備、器具の使用法、安全行動も採点対象となります。
 - ・実地試験時における私語は減点の対象となりますのでご注意願います。

7. 資格試験（主任点検診断士・点検診断士（新規））の受験に際しての注意点

[試験当日に必要なもの]

①筆記試験

- 1) 受験票
- 2) 筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム）

②実地試験

- 1) 受験票
- 2) 筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム）
- 3) ヘルメット
- 4) 墜落制止用器具（新構造規格対応のフルハーネス型に限る）
- 5) コンベックス（5 m以上測れるもの）
- 6) 点検ハンマー（たたき点検に使用するもの）
- 7) 双眼鏡（路下からの損傷状況の確認に使用するもの：約 10m視認可能であるもの）
- 8) 安全靴
- 9) ヘッドライト
- 10) 構造物点検に適した服装（半袖は不可）

※ 必要装備については、必ず各自で持参願います。受験者間での共有はできません。不備は減点（点検作業に係る必要装備）もしくは失格（安全に係る必要装備）の対象となりますのでご注意願います。

[筆記試験会場における注意]

- 1) 試験当日は受付時間までに来場し、受験票を提示して下さい。
- 2) 受験（受講）票を忘れた方につきましては受講することができません。必ずお持ちいただきますようお願いいたします。
- 3) 試験会場内では係員の指示に従ってください。
- 4) 試験会場内は禁煙です。
- 5) 受験に際して不正行為のあった者及び係員の指示に従わない者は退場を命じます。
- 6) 試験会場内では携帯電話の電源を切って下さい。時計代わりの使用も禁止します。
- 7) 筆記試験中、机の上に置いてよいものは、受験票と筆記用具、時計だけです。

[実地試験における注意]

- ・労働安全衛生法等、安全に関する法令等に則り、安全に実施すること。
- ・正しい使用方法で墜落制止用器具等、安全衛生保護具を使用すること。
- ・墜落制止用器具については、必ず 2019(平成 31)年 1 月 25 日に改正された「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年厚生労働省告示第 11 号）とガイドラインに定められたフルハーネス型を使用すること。

8. 講習会の受講に際しての注意点

[受講当日に必要なもの]

①主任点検診断士・点検診断士（新規）

- 1) 受験票
- 2) 筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム）
- 3) カメラ機能の付いているパソコン（受講者一人につき一台のご用意をお願いします。）
※WEB配信での参加を希望される場合、ご準備をお願いいたします。
- 4) インターネットに繋がられる通信環境
※WEB配信での参加を希望される場合、ご準備をお願いいたします。
- 5) テキスト
※講習テキストは紙による配布をいたしません。各自ダウンロードの上ご参加ください。（ダウンロード方法などの詳細は申込後にお伝えします。）

②補助点検士（新規）

- 1) 受講票
- 2) 筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム）
- 3) カメラ機能の付いているパソコン（受講者一人につき一台のご用意をお願いします。）
- 4) インターネットに繋がられる通信環境
- 5) テキスト
※講習テキストは紙による配布をいたしません。各自ダウンロードの上ご参加ください。（ダウンロード方法などの詳細は申込後にお伝えします。）
- 6) 確認テスト
※確認テストは紙による配布をいたしません。各自ダウンロードの上ご参加ください。（ダウンロード方法などの詳細は申込後にお伝えします。）

③主任点検診断士・点検診断士（更新）

- 1) 受講票
- 2) 筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム）
- 3) カメラ機能の付いているパソコン（受講者一人につき一台のご用意をお願いします。）
- 4) インターネットに繋がられる通信環境
- 5) テキスト
※講習テキストは紙による配布をいたしません。各自ダウンロードの上ご参加ください。（ダウンロード方法などの詳細は申込後にお伝えします。）
- 6) 活動報告書

[WEB講習会における注意]

- 1) 入室いただいた方から順番に、事務局による出席確認を行います。お顔を拝見しての確認となりますので、カメラをONにして指示に従ってください。
（出来る限り早めに入室いただきますようお願いいたします。）
- 2) 上記出席確認に時間を要するため、入室許可までお待ちいただくことがございます。
- 3) 受験（受講）票を忘れた方につきましては受講することができません。必ずお持ちいただきますようお願いいたします。
- 4) その他、講習会中は講師又は事務局の指示に従ってください。

9. 合格発表及び点検診断技術者の認定

6月下旬に当研究所のホームページに合格者の受験番号を掲載いたします。合格者の方には認定証を送付いたします。

<https://www.hit.or.jp/>

10. 個人情報に関する取り扱い

当研究所は、受験申込みに際し受験申込フォーム等に記載された個人情報について、本試験に関わる事務並びに合格者に対するお知らせや情報提供などの目的に限り使用します。また、外部から個人情報の公開・提供の依頼があった場合、その要請に対しては拒否し、お申込の皆様様のプライバシー保護を遵守します。ただし、法令により開示しなければならない場合は、個人情報を開示する場合があります。

11. 講習会、筆記試験、実地試験の延期等について

台風等の接近に伴う風水害により、公共交通機関（※）の運休等が予想され、試験等の実施が困難と予想される場合、あるいはその他の事情により試験等の実施が困難と予想される場合、もしくは荒天のため実地試験の実施が困難と予想される場合は、ホームページに延期等の詳細について掲載します。

また、地震等予測が不可能な状況により試験等の実施ができなくなった場合は、ホームページに掲載出来ない場合があります。その場合は、延期等の詳細について、後日、ホームページに掲載するとともに、お届け頂いている連絡先にご連絡いたします。

（※）公共交通機関：Osaka Metro、関西の私鉄・JR

12. その他注意事項

- ・本資格の付与条件は総得点と各分野の点数が一定水準を満たす場合となっております。
- ・受験者の得点についてはお伝えいたしかねます。

13. お問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡をお願いします。

一般財団法人阪神高速先進技術研究所 土木構造物点検診断技術者資格認定制度事務局

〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町 4-5-7・東亜ビル内

TEL : 06-6244-6029 (平日の9:30~17:00・土日祝除く)

E-mail : hit-info@hit.or.jp

実地試験 集合場所のご案内

●阪神高速道路(株) 震災資料保管庫

〒658-0023 兵庫県神戸市東灘区深江浜町11-1

※ 台数に限りがございますが、保管庫敷地内の駐車場が利用可能です。なお、保管庫敷地内での事故及び盗難について、当研究所は一切の責任を負いません。

※ 昼食が必要な場合は各自でご用意願います。

【参考マップ (google マップ)】



氏名	
----	--

実務経験証明書

最終 学歴	学校名	学部学科名	卒業年度（西暦）		
実務 経歴	勤務先	業務の内容	実務期間		
			年・月～年・月 （西暦）	年月数	
			自 至		
	補助点検士の資格取得後における、主任点検診断士又は点検診断士のもとの通算3年以上（6年以上）の現場実務経験により、点検診断士の受験を希望する。 <input type="checkbox"/>		合 計		
従事した主任・点検診断士の認定番号 _____					

※ 補助点検士の資格取得後における、主任点検診断士又は点検診断士のもとの通算3年以上（最終学歴が中学の場合は6年以上）の現場実務経験（全期間に渡り補助点検士の資格を有する必要はありません）により、点検診断士の受験を希望する者は□に✓を記入し、従事した主任点検診断士又は点検診断士の認定番号を記載すること。

※ 補助点検士及び更新の場合は必要ありません。

上記のとおり相違ないことを証明する。

2025年 月 日

事務所名
証明者役職
証明者氏名

印

点検診断業務活動報告書（1/4）

記入日 2025年 月 日

フリガナ		保有資格	
氏名		主任点検診断士・点検診断士	
勤務先		現在保有の 認定番号	

※本報告書は、資格保有者の継続的な技術研鑽を支援することを目的に行う更新講習の一環として、ご自身が資格認定期間中に積まれた実績等を確認するためのものです。

※本資格の取得又は更新から現在までの間、ご自身が実施された実務、参加された講習会などで培われた知識と経験について、下記様式に従って記入してください。また、執筆に際しての留意事項を「受験の手引き.P6」に記載しておりますのでそちらをご確認ください。

※なお、提出頂いた点検診断業務活動報告書は、更新講習会等で使用する場合があります。

- 資格取得又は更新後から現在までの間、ご自身が実施した業務内容について記載下さい。
 ※実施された業務が土木構造物の点検、診断に関係ない業務の場合は、実際に携わられた業務内容を記載下さい。

業務期間・立場役職	業務概要
年 月 ～ 年 月 《業務上の立場》	

- 資格取得又は更新後から現在までの間、ご自身が参加された講習会、研修会の内容、自己研鑽に用いた論文、参考図書名について、記載下さい。

講習会・参考図書等の名称	講習会の受講や参考図書の詳細及び自身で感じたこと

次ページへ続く

点検診断業務活動報告書（2/4）

3. 資格取得又は更新後から現在までの間、実際にご自身が実施した点検および診断業務において、以下の項目について記載下さい。

- ・点検業務において、特に留意したことや創意工夫したこと
- ・診断業務において、特に注意して判断した内容
- ・診断業務において、判断が難しかったために実施又は提案した詳細調査の内容

※実施した業務が土木構造物の点検、診断に関係ない業務の場合は、過去の自身の実務経験や、研修講習等で学んだことから記述下さい。

記載欄（1000字程度（図、表、写真を含まず）、必要に応じて、図、表、写真を使用下さい。）

--

次ページへ続く

点検診断業務活動報告書（3/4）

4. 講習会では、本報告書の内容をもってグループディスカッションに取り組んでいただきます。
点検・診断業務におけるお困りごとや、他の班員に相談してみたいことがあれば記述ください。

記載欄（必要に応じて、スケッチなどを使用下さい。）

5. 本資格取得から現在までの間、ご自身が携わられた点検業務において、現場安全上特に工夫されたこと、もしくは、安全上のヒヤリハット事例があれば記載してください。

記載欄（必要に応じて、スケッチなどを使用下さい。）

次ページへ続く

点検診断業務活動報告書（4 / 4）

6. 点検・診断の業務遂行における課題や改善すべきと思う事項と、その課題解決に向けての提案について記載下さい。

課題、改善すべきと思う事項
課題解決に向けての提案

※点検診断業務活動報告書は、A4判4ページを原則とします。

以 上